

医療に関わる事業税非課税措置等の存続を求める意見書

政府税制調査会において、医療に関わる事業税非課税措置等（社会保険診療報酬に関わる事業税非課税措置及び医療法人の自由診療分に対する事業税軽減税率）の見直しが議論されている。

しかし、社会保険診療は、①公共性、②非営利性（医療法第七条第五項及び第五十四条）という特徴を有し、営利事業として事業税を課すことは、これらのことを否定することになる。

また、公定価格としての社会保険診療報酬は、医療の公共性を有する性格から極めて低廉な価格に設定されている。したがって、医療に関わる事業税非課税措置等を見直すことは、医療機関の経営基盤を危うくし、地域医療確保のさらなる後退、あるいは崩壊を招くことになりかねない。

さらに、医師は、全国の自治体が行うべき公共性の高い数々の地域保健サービス（休日救急医療、学校保健、予防接種、住民検診等の地域医療活動）を代行し、その他行政サービス（防災会議、地域市民活動支援、親子支援事業等）に協力するなど、自治体の活動を支えている。

このように、医師の診療活動は公共性・非営利性が極めて高く、自治体のサービスに対しても不可欠な協力も行っている。

よって、国会及び政府におかれては、社会保険診療報酬に関わる事業税非課税措置及び医療法人の自由診療分に対する事業税軽減税率を存続するよう要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十二月十四日

大分県議会議長 安 部 省 祐

| | |
|--------|-------|
| 衆議院議長 | 横路孝弘殿 |
| 参議院議長 | 西岡武夫殿 |
| 内閣総理大臣 | 菅直人殿 |
| 総務大臣 | 片山善博殿 |
| 財務大臣 | 野田佳彦殿 |
| 厚生労働大臣 | 細川律夫殿 |